児童厚生一級指導員の申請

申請の種類

① **通常申請**……「児童厚生二級指導員」資格をすでに取得している方の申請をいいます。
② **飛び級申請**……「児童厚生二級指導員」資格を取得していない場合であっても、それに必要な認定要件を満たしている場合は、「児童厚生一級指導員」資格を１回で申請することができます。

必要書類

❶「児童厚生一級指導員」申請書（様式２）

所定の申請書様式（P36）に必要事項を記入します。

☞ 育成財団ホームページから同様式をダウンロードすることができます。

❷ 証明書類

- 「中堅児童厚生員等研修会」修了証（写し） ☞ **有効期限をご確認ください。**
- 認定試験合格通知（写し）

☞ **「飛び級」で申請する場合**は、基礎研修の理論科目（必修９科目）と実技科目（必修３科目、選択必修１科目の合計４科目）の履修を証明する書類（写し）が必要となります。

☞ **修了証や合格通知は大切に保管してください。**
紛失等による再発行は、手数料 1,000 円を申し受けます。（様式６：P40）

❸ 郵便振替受領証等の写し

下記費用を納付した証明（写し）を申請書に添付してください。なお、郵便局での受領証や銀行 ATM 振込控をもって領収書にかえさせていただきます。インターネットバンキングの場合は振込日を所定欄に記入してください。

― 資格取得に要する費用 ―

個人会員または、申請と同時に個人会員に入会する方、飛び級の方は、費用を納付される前に算出表（P23）をご参照ください。また、郵便振替での納付方法については、P18を参照してください。

① **通常申請の場合**（「児童厚生二級指導員」資格をすでに取得している方）

Ⓐ申請料	2,000 円	
Ⓑ登録料	4,000 円	☞ 育成財団個人会員は 2,000 円に減免されます。

② **飛び級申請の場合**

Ⓐ申請料	2,000 円	☞ 前級の申請料は免除されます。
Ⓑ登録料	7,000 円	☞ 育成財団個人会員は 5,000 円に減免されます。

※個人会員制度については P42 を参照してください。

申請先

裏表紙にある資格認定委員会事務局

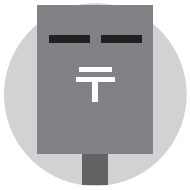

登録・認定の手順

① 認定要件や必要書類の不備等の略式審査、費用受領確認を経てデータ登録します。
② 「児童厚生一級指導員」の認定証および認定カードを発行し申請者に送付します。

郵便振替での納付方法

〔用　　紙〕 専用紙または郵便局備え付け用紙をご使用ください。

〔記入方法〕 下記記入例を参考にしてください。

郵便局の受領印が押された控えをコピーして申請書の所定欄に貼り付けてください。

郵便振替記入例　太枠内を記入してください。郵便局備え付け用紙を使用する場合は口座記号番号、加入者名も記入してください。

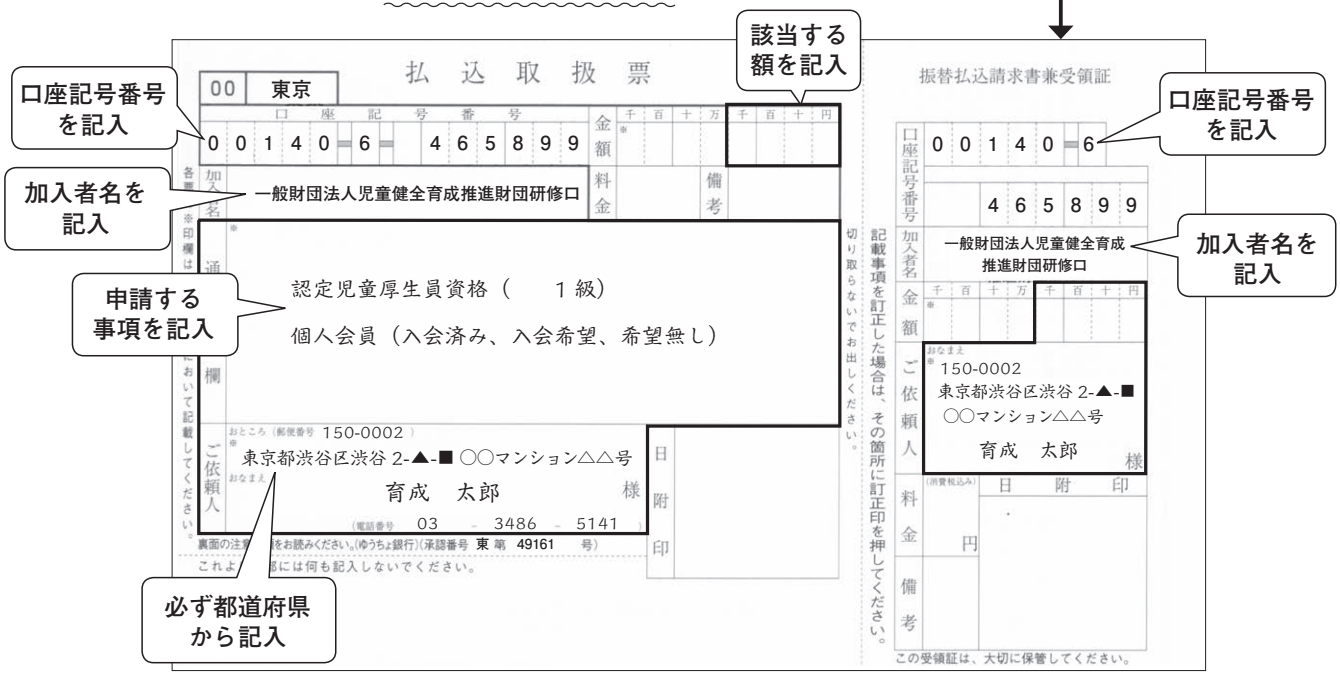

銀行振込での納付方法

ゆうちょ銀行　〇一九(ゼロイチキュウ)店　　当座　0465899

口座名義：一般財団法人児童健全育成推進財団